

〈研究ノート〉

開発経済学からみた自治村落論

有本 寛

1. はじめに

本稿の目的は、経済発展の源泉を追究し、発展途上国の貧困削減や経済発展を促す政策の検討を課題とする開発経済学⁽¹⁾の立場から自治村落論を俯瞰し、その意義と位置づけを展望することである。自治村落論は、日本の村落が近世封建制を経験した歴史性に注目しつつ、自治村落と近代の農業問題や、広くは貧困・開発問題との関係を取り上げている。この議論は、開発経済学にとって興味深い論点を持っている。本稿は、村落は経済発展上どのような役割を果たすのか、日本の自治村落はいかにして形成されたのかという2つの問いを通して、開発経済学の分野のなかで自治村落論がどのように位置づけられ、逆に自治村落論の諸論点が開発経済学的にはどのように解釈できるのかを示し、両者の対話と成果の共有を促すことを企図したい。

自治村落論と開発経済学の共通点と相違点は以下のようにまとめられる。第1に、開発経済学と自治村落論は、村落としての活動や機能が社会によって異なるのはなぜかという問題意識を共有できる。第2に、自治村落論としての機能や特徴を備えた村落は、経済発展に正の影響を与えることをミクロ経済学的に裏づけることができる。そして、第3に、自治村落論が近世からの歴史性と内部体制に着眼しており、これは開発経済学にとって新たな視点となり得る。その一方で、自治村落論が帰納的・実証的なアプローチをとるのに対して、開発経済学は経済学的な演繹的・理論的なアプローチに優位性を持つ。こうした相対的なスタンスの違いは対話を困難にする要因ともなるが、逆に異なる視角から自治村落という対象を眺めることで、より多面的な理解の促進を可能にするであろう。本稿は自治村落論が提示した論点に対して実証的な貢献はできないが、概念としての自治村落についてミクロ経済学的な解釈と根拠を与え、経済発展上の意義に関する試論を提示するものである。こうした作業を通して、村落と農業

問題、農政、経済発展に関する理解の深化に貢献することを試みたい。

2. 経済発展における自治村落の役割

1) 取引統治と自治村落

自治村落論は周知のとおり、齋藤(1989)が日本では農協が広く発展しているのに対して、アジアを中心とした発展途上国では「ほとんど普及もしていなければ定着もしていない」(5頁)ことを受けて、「農協という組織の形成がそもそもある社会では比較的容易であり、別な社会では困難であるのはなぜか」(6頁)を明らかにするところに端を発している。このように、日本の村落が特に大陸アジアのそれと異なる特質を持つことは、多くの社会学者が注目してきた。また、発展途上期の日本と現代発展途上国とを比較するという視点は、今となっては一般的である。例えば、加納(1998)は農村開発の立場から近代日本と現在の東南アジアを比較している。また、坂根(1999)はバングラデシュの地主小作関係(藤田, 2005)と戦前日本のそれを比較し、日本は「地縁的信頼関係」が強く、地主小作関係の長期的で安定しているという特徴を指摘している。

このような比較から観察される日本とアジアの村落社会の違いは、端的に言えば前者が「タイト」であるのに対して、後者は「ルース」だということである。つまり、アジアの村々と比較すると日本の村落は高度な自治機能を有していたことは、ほぼ合意を得られるであろう⁽²⁾。なぜ日本では農協や村落などの集団的な組織が比較的活発に活動し、農業問題の緩衝に一定の役割を果たしたのに対して、アジアを中心とした現代の発展途上国では、おおよそ共同体としての村落の活力が弱いのだろうか。また、そもそも村落は経済発展上、どのような役割を果たすのだろうか。

開発経済学の分野では、発展途上経済において村

落やコミュニティが灌漑や入会地、漁場などの地域公共財の維持管理に重要な役割を担うことはすでに共通認識となっているが⁽³⁾、近年ではさらに、広い意味での経済発展や取引統治に果たす役割に注目が集まっている。近年のミクロ経済学が発展途上経済について明らかにした重要な成果は、完全競争市場とは異なり市場が不完全であったりそもそも欠如している場合には、情報の問題と相互依存性の問題が顕在化して、効率的な資源配分が達成されにくいということである。情報の問題は、一方の取引主体は情報を持っているが、もう一方の主体はそれを知らないという情報の非対称性に起因する逆選択とモラル・ハザードに集約され、また、相互依存性の問題は、取引に関わる利害関係者の利害が異なることを前提としたうえで、時と場所を越えた取引や契約の履行強制が代表的である⁽⁴⁾。

これらの取引統治の問題を制御し、取引費用を抑えなければ、結果として潜在的な取引の量・規模・範囲が制限され、経済発展も阻害されてしまう。Dixit (2004) はこれを理論的な見地から、Greif (2005) は中世地中海交易の事例から検討している。具体的には、例えば藤田 (2005) によれば、バングラデシュの農村では、コミュニティが取引の統治を果たせなかったために管井戸投資に関する非効率性が生じている。藤田は、管井戸所有者と買水農民の間にモラル・ハザード的行動が発生し、この調整コストが高くつくことが社会的にみて過剰な管井戸の投資を招いたとし、仮に日本の農村であれば管井戸を共有財産として管理運営するであろうと結論づけている。言い換えれば、取引の多くにおいて経済主体が社会的な資源配分上、適正な行動をとるように規律づけられ、取引が統治されていない社会では、実現する取引が非効率であるか、そもそもその機会自体が高い取引費用によって失われている可能性がある。村落やコミュニティは、経済発展の途上において様々な機能や制度を提供し、取引を統治することでこの非効率性を抑制する役割が期待されているのである。

2) 自治村落のミクロ経済学的な解釈

ミクロ経済学は、村落が経済取引を統治するためには、モラル・ハザードなどの不正行為を抑止する制裁と制度が必要であるという立場にたち、これが取引統治上、十分に有効となるための条件は何かを明らかにしてきた。その条件は、端的に言えば人々が長期的で複合的な社会関係のなかで緊密性を保つ

ことであり、これが信頼やネットワークなどのソーシャル・キャピタルを形成する。長期的な関係の下では、不正行為によって得られる短期的な利得よりも、継続的な関係から得られる将来利得の方が大きい場合、協力的な関係を構築できる可能性がある。これは、ゲーム理論においてフォーク定理⁽⁵⁾としてよく知られており、社会経済史の分野では小作契約⁽⁶⁾やモラル・エコノミー論における温情的関係⁽⁷⁾の検討に援用されている。また、村落のなかで人びとが共有資源の維持管理のみならず、労働交換など複合的な社会関係のなかで生活することも、各経済主体の行動を規律づけるための重要な条件である。Aoki (2001, ch.2) は、近世日本の灌漑の管理がユイや入会、冠婚葬祭などの「社会交換ゲーム」と連結されることで維持されたと論じた⁽⁸⁾。近世日本の農村における代表的な制裁は、追放や村の社会から隔絶される村八分であった⁽⁹⁾が、これは様々な共同的な社会関係が重層的に複合され、そこからつまはじきにされると重大な損害となるほどの価値を持っていたからこそ、効力を発揮したと言える。このような複合的な関係性がある社会は、様々な共同性のなかで「小さな制裁」を累積し、十分に大きな制裁とすることができると、単一の関係性のみの社会に比べて取引を統治しやすいのである。

このようなミクロ経済学的な視点に立てば、村落は社会関係の緊密性を維持しやすい組織であり、ここでは取引を統治する制度やソーシャル・キャピタルが形成されやすいと理解できる。ここに、経済発展における村落の役割が位置づけられる。実際、村落・コミュニティのソーシャル・キャピタルや、それを裏づけるインフォーマルな慣習や制度が、経済発展や貧困削減に影響を与えることは、例えば世界銀行 (2003) や Mansuri and Rao (2004) のように、すでに開発経済学の分野では合意がある。

村落が取引の統治を果たし、ソーシャル・キャピタルを蓄積するためには、不正な行為を抑制する制裁とそれを支える緊密な社会性が必要であるという、慣習や制度と村落を一体的に捉える認識は、農村社会学などの分野にも見られる。例えば鈴木 (1968, 第7章) の「社会意識はそれが強力な制裁の働きを伴うときに強く作用し得るものである」(445頁) という見解は、「社会意識」を一種のソーシャル・キャピタルと解釈すれば、本稿の見方とほぼ同じ観察として読み取れる。また、自治村落論は近世の封建自治村落が行政、司法、財政、財産権な

どの「公権力的な権限」(齋藤, 1989, 54頁)を持ち、それが「生産と生活の共同関係」を維持・再生産するための規制力となっており、その背景として、集落内の小農は完全には自立しきれずに生産と生活において共同関係を結んでいたことを指摘する。これは、村落の規制とそれを生み出す生活の緊密性の関係を表していると解釈できるだろう⁽¹⁰⁾。このように制度と村落の関係について、開発経済学の理論的な推察と農村社会学や自治村落の観察や洞察は、ほぼ同じ結論に至っていると言って差し支えないと思われる。ゲーム理論におけるフォーク定理はその名の通り、長期的な関係が協調を生むことが「伝承的」に知られていたわけであるが、同じように日本の村落を観察していた社会学者は、伝承的に村落と制度、ソーシャル・キャピタルの関係を見抜き、ミクロ経済学による理論的な裏づけを予見していたと言える。以上を統合してミクロ経済学的な立場から見れば、機能面に焦点を当てた自治村落は、社会的な緊密性に基づき、取引を統治する制度を持ち、それを決定・承認する意思決定メカニズムと運用・執行する権限を備えた組織であると理解することができる。

このように、自治村落論は村落と広い意味での経済発展を関連づけ、さらにそこに歴史性という視点を持ち込むことによって、近世封建制と村からの経済発展との接点を初めて見いだした。経済発展と村落の関係は、開発経済学の分野でも一定の理解が得られているが、経済発展に親和的な村落はどのように形成されるのかを論じた研究は、理論的にも実証的にも少ない。共同体の形成過程を検討するためには歴史的な視点が必要であり、ここに自治村落論の開発経済学的重要性を位置づけることができる。歴史と(自治)村落との関係を明らかにすることによって初めて歴史・村落・経済発展という3つの関連性を理解することが可能になるだろう。

3. 自治村落の歴史性と開発経済学的な意義

1) 村請制のインセンティブ構造と自治村落

なぜ発展途上国の村落は、日本の自治村落のような機能や「タイト」さを持たないのだろうか。開発経済学から見た自治村落論の重要な指摘は、部落が「公権力的な権限」を持つ背景として、それが近世

封建村落に直接に由来するという「歴史性」⁽¹¹⁾と、部落のなかで執行部層があくまで部落の構成員として社会的規制のなかに包み込まれ、規律づけられたという「内部体制」⁽¹²⁾を持つということである。本稿は日本の村落に固有の特徴として、これに基本的に賛成したい。すなわち、取引統治の機能や制度が時間をかけて歴史的に醸成され、かつその制度と意思決定を支える村落統治の構造が必要なのではないかということである。しかしながら、自治村落論は、なぜ近世封建制を経験するという歴史性が重要であり、具体的にどのような条件が自治村落を形成するのかについて、近世封建制と自治村落との関連を直接説明しているわけではない。従って、日本の村落がなぜ、どのように自治村落としての機能や性質を歴史的に獲得したのかという課題は、未だ残されたままである。

本稿の仮説は、近世に村請制を経験したという歴史性が自治村落を作り上げ、日本の経済発展をミクロレベルで規定する重要な要因だったというものである。村請制は、石高に応じて年貢を個人ではなく村に課税し、その納税について村全体に連帯責任を負わせる近世徳川期の課徴税制度である⁽¹³⁾。村請制は、村落・イエの「成り立ち」⁽¹⁴⁾と、年貢の立替・融通という大きく2つの課題を近世村落に突きつけたと考えられる。年貢皆済に連帯責任を負う村請制の原則は、まず、村落とその構成主体であるイエを存続させるインセンティブを与える。なぜならば、村落構成員が欠け、年貢を負担する者が減れば、残った者の年貢負担が増加するからである。従って、小農経営を維持し村落を存続させることは個別家計にとっても合理的であり、その総意は村落全体の目的や価値規範として共有される。この村落存続の意思は、村落内のすべての家計に小農経営の維持に必要な消費を保障するという制約として、村落におけるすべての意思決定に影響する。こうして、村落とイエの「成り立ち」は小農を保護・再生産し、小農経営を破壊する高利貸しの村落への進入を阻止するという論理を生み出す。

一方で、村請制は村落として年貢を皆済できるよう、一時的な年貢未進に対する立替や融通を通して、家計ごとの年貢負担と消費を調整することを村落に要請する。このことの意義は3つある。第1に、村落の社会関係に年貢分担という新たな共同性が加わることで社会関係の複合性が高まり、誘因制約が緩和される。村請制は、入会などの地域公共財が適切に管理されていなければ維持できないが、逆に村請

制による納税上の共同性が加わる事で入会を維持管理する誘因が高められる。第2に、年貢分担と所得移転の調整という家計間の利害がもっとも対立する問題について、村落としての意思決定を迫られる。これは、政治的な意思決定や利害の調整力を高め、かつ意思決定を容易にするための政治的な手続きや体制を確立するインセンティブを与える。また、定期的な寄合による継続的な利害調整の習慣は、ソーシャル・キャピタルを蓄積する原資となる。第3に、年貢負担の分担や立替を容易にする仕組みや制度を創出するインセンティブを与える。

以上のように、村請制を起点とした村落・イエの存続という課題は、小農の保護・再生産や高利貸しの村落への進入を阻止するという論理をもたらし、年貢の立替・融通という課題は、立替の債務の履行強制や村落内での年貢割付に関する意思決定の円滑化、年貢負担の均等化、などの論理を派生したと考えられる。このような課題と論理を支えるために、労働交換、水利、入会、村借・内借や融通などの金融、土地貸借・質地、小作料の徴収など、社会関係を統治する多くの規制や制度が発達・強化されたのではないだろうか⁽¹⁵⁾。例えば、出入作の禁止、割地⁽¹⁶⁾、地主小作関係への関与⁽¹⁷⁾、検見・坪刈⁽¹⁸⁾などの土地所有に関する慣習や制度は集团的・共同体的な特徴を持ち⁽¹⁹⁾、その目的として年貢負担の公正公平を図ること、年貢収納を優先させるため小作料徴収を村によって管理・規制すること、小作料減免額の基準となる村引を設定することなどが指摘されており、村請制との関連を示唆している。

要約すると、村請制は村落に対して村落・イエの存続と年貢の立替・融通という2つの課題を突きつけ、これに応えるような村落の制度を派生的に誘発し、それを支える村落統治体制の形成を促したのではないか。村請制は、これらを統合した近世村落社会のインセンティブ構造を規定し、自治村落の形成を促す基盤となったことに、日本の村落が近世封建制を経験した歴史性の意義を問うことができると思われる。以下、この議論を補強するために、質地金融制度の誘発と村落統治体制の変容について、やや詳しく検討しよう。

2) 村請制の連帯責任と質地金融

村請制によって誘発されたと考えられる制度のひとつが、質地を介した融通である。村請制の特徴は、年貢皆済に連帯責任を負わせることである。連帯責任は、相互監視や相互扶助を通して、人々の行動を

律することができるため、しばしば取引を統治する制度に利用されてきた。例えば、発展途上で近年盛んなマイクロファイナンスでは、借り手に5人程度のグループを作らせ、そこに属するメンバーの債務に対してグループ全体で連帯責任を負い、一部のメンバーが債務不履行を起こした場合にはすべてのメンバーがその後の融資を中止される「グループ融資」の仕組みによって、逆選択とモラル・ハザードの問題を軽減しているとされる⁽²⁰⁾。また、中世ヨーロッパの貿易を統治した共同体責任システムは、あるコミュニティのメンバーが債務を履行しなかった場合には、当該コミュニティのメンバー全員がその責任を追及される制度であった (Greif, 2005, ch.10)。ほぼ同様に、中世日本でも債権を同郷の商人から回収する国質・郷質の制度が知られる (勝俣, 1979; 本多, 2001)。

村請制の連帯責任は、本質的には個々の百姓がどのように年貢を分担するかという問題に還元できる。その方式は、その年の百姓ごとの豊凶に応じて、豊作の家計は多く、不作の家計は少なくなるよう分担を調整する相互保障型と、豊凶に関わらず高割りなどの原則によって固定的に割り当てられ、不作の場合は他の家計からの借入による立替によって賄い、翌年それを返済する自己保障型の2つに大別できる。自己保障的な方法は、異時点間の借入と返済を可能にする信用市場が機能していることが必要となるため、これが未発達な場合には相互保障的な分担法を採らざるを得ない。しかし、相互保障型の下では、収穫量に応じて負担が調整されるため、夫食用の雑穀や煙草などの商品作物の耕作に注力し、主な年貢徴収の対象となる稲作の手を抜いたり、収穫を過少申告することで年貢負担を回避しようとする不正行為を招く可能性が、理論的には考えられる。このように、連帯責任がモラル・ハザードを引き起こすことはGiné *et al.* (2005) によって実験的に確かめられている。また、自分は戦略的に年貢納入を「ただ乗り」して他の家計に年貢負担を転嫁したり、逆に別の家計の年貢の保障を求められた場合には、できるだけそれを回避することが合理的である。村請制の利点は、連帯責任によって豊作の百姓から不作の百姓の不足分を徴税し、個別課税ならば取りこぼしていたはずの年貢を回収できること、つまり年貢徴収率が上昇することだが、相互保障的な年貢分担の下では、これらの問題が蔓延して村請制が破綻する危険性がある。

このような不正行為と村請制の破綻の可能性は、

借入による自己保障的な立替・融通を可能にする制度によって軽減されたと考えられる。自己保障的な年貢分担の下では、耕作不精を起こしたり年貢負担を回避したとしても、翌年以降にその責任をとることになるため、自己の負担を他者に転嫁することができず、モラル・ハザードを起こす誘因がない。しかしながら、自己保障方式は、借入と立替を可能にする信用取引の制度的な下支えが必要である。

近世中期以降の農村金融は、(1)取引が文書化し、公的に認証される、(2)土地を質入する、(3)融通の各過程で村や組が積極的に関与・介入するといった特徴を持っていたとされる⁽²¹⁾。これは、融通が高度に制度化され、共同体の履行強制力に裏打ちされた信用取引であったことを含意しており、現代の発展途上国の農村金融と比較しても、高い制度性・公式性を兼ね備えていたと評価できる。融通や質地関係は、借用証書・質地証文に文書化されて公式性を高められ、村は土地の所有や質地関係の検地帳・名寄帳への登記・公証、百姓の融通の依頼を受けての家政整理や金主の探索、地主小作関係の村落主導での形成、小作料水準の吟味、破産処理、などについて関与した。こうした村落による関与と高度に制度化・公式化された融通制度が、立替・借入によって年貢納入を個人で賄う自己保障型の年貢分担を可能にしたと考えられる。このような制度化された信用取引制度は、しかし必ずしも近世初期から備わっていたものではなく、近世期を通して徐々に形成されたという(神谷, 2000)。村内の融通の制度化は、土地に関する権利関係を明確化し、債務の弁済や諸手続にかかる取引費用を低下させ、信用取引の活性化を促し、村請の維持には必須の制度的進化だったのではないか。こうして確立された融通制度は、年貢の立替のみならず、不作への対処や消費平準化からも農民の厚生を高める役割を果たしたと推測される⁽²²⁾。

3) 村落統治体制の変容

自治村落の特徴のひとつは、その規制によって村落の執行部層の行動を規律づける「内部体制」を持ったことである。ここでは、自治村落論の内部体制への着目と関連づけて、近世村落内で権限と意思決定のメカニズムがどのような形態をとったかという村落統治の問題を検討したい。村落統治とは、(1)意思決定、(2)利害調整、(3)村落構成員による村役人層の監視とコントロール、を司る仕組みの総体であり、村落の社会経済活動が効率よく運営され

るためには、領主、庄屋、年寄、百姓代、百姓等の様々な利害関係者の間でどのように権限や責任を分担し、村落が生み出す経済成果を配分するかという問題を対象とする。これは、企業統治の定義の「企業」を「村落」に置き換えたものだが、一定の共通利害を持った構成員の集団としての組織という視点で見れば、企業も村落も本質的には同じである⁽²³⁾。

日本の村落は、近世期を通して、村落の主要な構成員が合議によって意思決定を行う分権的な自治体制を獲得していったとされる(水本, 1987, 第1章)。この背景としては、小農自立という農業経営の発展が挙げられるが、それと平行して年貢小割という観点からも説明ができる。村請制の下で、領主は基本的には村落全体に対する課税額のみを決定し、村落内での個別百姓への年貢の割り当て(小割)と徴収は村に委託されていた。この年貢小割について、もっぱら村役人が小割や徴収を行う庄屋請から村全体が責任を負う集団請(村請)への展開はおおむね一般化できる⁽²⁴⁾。すなわち、庄屋が専断権を持つ中央集権型の村落統治体制から、小前百姓がその権限の一部や承認権を持つ分権型の体制へと転換したと解釈できる。この変化は、村役人と小百姓間の権限配分と権力構造が調整されたことを表しており、企業との対比では、株主、経営者、従業員の所有権や権限が調整されることと同等の動きとして把握できるだろう。この転換の直接的な契機となったのは初期村方騒動であるとされる。近世初期の庄屋請の下では庄屋が年貢小割の専断権を持ち、年貢小割の公平性や徴収・上納過程における不正や恣意行為が発生しやすく、これを村落内部で糾弾・追及する初期村方騒動が起きた(水本, 1987, 第1章)。同様に、村請制と類似の徴税制度をとっていたムガル期インドでも課税官や村の代表の不正が問題となった(谷口, 1978; 近藤, 2003, 第3章)。日本では、初期村方騒動を受けて、年貢小割に年寄衆や惣百姓の承認が必要とされるようになるが⁽²⁵⁾、この村落内部の権限の分散を領主層が促したことが特徴的である⁽²⁶⁾。

村落統治体制の変容は、意思決定のプロセスそのものを変化させること、村落が維持できる制度を規定することという少なくとも2つの効果をもたらしたと考えられる。近世村落の内部において、年貢小割がどのような原理で行われていたのかはあまり明らかになっておらず、庄屋請から集団請への転換が年貢負担の配分にどのような変化を与えたのかも不明である。しかしながら、演繹的には以下のような推論によって、村落統治体制の転換が自己保障型へ

の年貢小割・分担方式の転換を促した可能性を指摘できる。第1に、分権型の下では、中央集権型よりも多数の主体が年貢小割の決定権を持つため、状態依存的で柔軟な年貢分担は合意を形成しにくいと推測される。つまり、豊凶に応じて負担を調整する相互保障型よりは、原則として高割によって負担を固定し、不足分を融通で賄う自己保障型の方が村落としての合意に至りやすい。第2に、中央集権型の下では、庄屋は年貢小割の専断権を利用し、将来の小割を恣意的に高くするという脅威によって、耕作不精や過少申告といった行動を抑制することができる⁽²⁷⁾のに対して、分権型の下ではこのような恣意的な年貢小割の合意が得られにくく、不正行動の抑制が困難となる。従って、こうした問題を誘発しない自己保障型の分担方式が志向される。すなわち、中央集権型から分権型への村落統治体制の移行に伴う、年貢小割の合意形成と問題行動の制御の困難さが、自己保障型の年貢分担方式への転向を促すと推察できる。ただし、実証的な裏づけについては、今後の研究を待ちたい。

4. 要約と展望

本稿では、開発経済学的な問題関心とマイクロ経済学の枠組みに基づいて自治村落を解釈し、取引統治という観点から自治村落論を開発経済学の中に位置づけることを試みた。マイクロ経済学的な立場から見れば、機能に注目した自治村落は、社会的な緊密性に基づき、取引を統治する制度を持ち、それを決定・承認する意思決定メカニズムと運用・執行する権限を備えた組織であると理解することができる。そのような自治村落は、近世の村請制を経験する歴史性を持つことで特徴づけられる。村請制は、村落・イエの存続と年貢の立替・融通という2つの課題を村落に投げかけ、それが小農の保護や年貢負担の均等化などの論理を生み出し、これを実現する様々な制度を派生的に誘発することで、村落社会の構造を根源的に規定したと考えられるのではないか。つまり、村請制は村落に対して「取引を統治する制度を生み出すインセンティブ」を与えたという意味で、取引を統治するインセンティブ構造の連鎖の発端となったと考えられる。そして、このインセンティブ構造のなかで、自治村落としての高い自治性と村落の制度による不正行為の統治が実現され、アジアの村落との相違をつくり出す要因となった。ここに、日本の経済発展における自治村落と村請制

の歴史的な意義を見いだせると考える。ただし、本稿の議論は、自治村落論と近世史の先行研究をもとにした演繹的な推論から導かれたものであり、今後の実証的な研究成果によって修正の余地がある。また、本稿の検討は基本的には近世村落を対象にしており、近世の「遺産」を近代村落や農業問題に見いだそうとする場合には、坂根（1996、第5章）などが指摘した藩政村と農業集落の包含関係の問題に留意する必要がある⁽²⁸⁾。本稿は理論的な考察に留まったため、仮説の実証的な検証は果たせていない。特に、村請制の連帯責任が取引を統治する様々な制度を誘発し、自治村落を形成する有力な要因となったとする試論を実証することは困難であろう。なぜならば、村請制はほぼ全国で展開されており、村請制を経験していないという「対照」となる事象が観察されにくいからである。ただ、傍証的にはすでに田畑（1986）や坂根（1996）によって、村請制が導入されていなかった北海道や鹿児島では村落の自治的性格が乏しく、「村」が未成立であるという「ルール」さが指摘されており、実証的には坂根（1996、第5章）によって、全国と比べて鹿児島の産業組合の信用事業が脆弱であることが明らかにされている。鹿児島以外でも、郷土制や知行制の下で村落を領主層が直接に統治し、分権的な村落統治を達成しなかった地域は組合活動が相対的に活性化しにくいという仮説を検証することは、自治村落論を定量的に実証するひとつの方向であろう⁽²⁹⁾。

本稿の議論は、このように実証的な基礎づけを欠くものの、連帯責任が不正行為を制御する制度を生み出す可能性があるという、自治村落の機能と歴史性への注目に基づく視点は、開発経済学や現代の発展途上国にとっても意義があると思われる。マイクロファイナンスにおけるグループ融資の仕組みがモラル・ハザードを抑制するという理論研究は多くあるが、それを実現するグループ内の取り決めの形成や内実、あるいはグループや村落が持っていた共同性とその取り決めや返済率にどのような関係があるかという制度的な課題を扱った実証的・事例的な研究は少ない。自治村落論や日本の村落史の成果は、このような共同体の形成や機能の強化に関する理解について、貢献できると思われる。

付記

本稿は2005年1月に、東京大学大学院農学生命科学研究科で行われた大鎌邦雄氏による集中講義から多くの示唆を受けていることを、特に記しておきたい。

本研究は、学術振興会特別研究員 (DC2) としての課題研究「日本の経済発展過程における共同体と制度・慣習の役割と形成過程に関する研究」の一環であり、科学研究奨励研究補助費 (16-10578) の支援を受けている。

注

- (1) 開発経済学の教科書としては、原 (2002) ; 黒崎・山形 (2003) ; Ray (1998) が優れている。
- (2) この一方で、ヨーロッパの村落は日本に近いと思われる (Blum, 1971)。
- (3) 例えば、速水 (1995, 第9章) ; (黒崎・山形, 2003, 第10章)。
- (4) これらの問題に関する、ゲーム理論と情報の経済学を用いた平易で優れた解説については、神戸 (2004) を参照。
- (5) フォーク定理の日本語の平易な解説としては、神戸 (2004), 123頁を参照。
- (6) 福井 (1984)。
- (7) 原 (1983) ; 大島 (1995)。
- (8) オリジナルのアイデアは Spagnolo (1999) に見られる。
- (9) 大藤 (2001)。
- (10) 他に、玉城 (1982)。
- (11) 齋藤 (1989), 32頁; 牛山 (1995), 14-15頁; 大鎌 (1994), 21-29頁。
- (12) 例えば齋藤 (1989) では、組合における理事者がこうした例として挙げられる。
- (13) 村請制の概説については、例えば古島 (1978) ; 江藤 (1991) ; 鈴木 (1991) などを参照。
- (14) 深谷 (1993) ; 黒田 (2003)。
- (15) 共同体規制の要約については、江藤 (1991), 23頁。山村水利を通じた規制については、佐々木 (1958), 114頁。再生産の絶対的必要部分の共有を通じた規制については、大石 (1976), 第6章, 203頁。近世の村落共同体が持つ様々な機能については渡辺 (1998), 第1章を参照。また、平野 (2004) も近世村落の機能や意義を肯定的に評価する視座に立つ。
- (16) 青野 (1982) ; 水本 (1987), 第1部第2章, 第3部第2章。
- (17) 丹羽 (1964), 第1章第4節; 渡辺 (1995) ; 大塚 (1996), 第1章など。
- (18) 佐藤 (1987)。
- (19) 渡辺 (1994) は、「個々の農民が耕地の所持権を日常的には保持しつつ、他方で、場合によっては、村落共同体の意志で、個別農民の耕地所持権の制限、ひいては否定」を行う村落共同体の耕地に対する関与の仕方を「間接的土地所持」(172頁)と呼んでいる。
- (20) 黒崎・山形 (2003), 第9章; Armendáriz de Aghion and Morduch (2005)。
- (21) 以下、丹羽 (1964), 第1章第4節; 福山 (1975) ; 渡辺 (1995) ; 大塚 (1996) ; 神谷 (2000)。
- (22) 黒田 (2003) ; 長谷川 (2004) は、中世の融通や土地貸借を飢饉や戦争に対する村落の再生産維持活動である「村の成り立ち」の観点から検討している。
- (23) 元となった企業統治の定義は、深尾・森田 (1997)。
- (24) 具体例としては、例えば朝尾 (1959) ; 渡辺 (1984) ; 菅原 (1978) など。
- (25) 深谷 (1979), 第3部第1章; 水本 (1987) ; 斎藤 (1989)。
- (26) 斎藤 (1989), 菅原 (1978) など。
- (27) 逆に言えば、専断権がないと問題行動を制御できない。
- (28) 坂根 (1996, 第5章) を引用していないが、庄司 (2004) の自治村落論に対する批判もほぼ同様の内容である。ただし、藩政村と農業集落が一致しないとしても、藩政村が内包する複数の集落や組に個別に年貢徴収等の権限や業務を委託し、それらが「小藩政村」として自治的に活動していた場合には、この批判は免れる。牧原 (2004, 第3部第3章) や水本 (1993, 第5章) が検討の出発点になるだろう。
- (29) ただし、万木 (1996) が指摘するように、貨幣経済・商品経済の進展度が早いと信用組合活動の需要も高まり、活動が活性化するという要因を取り除く必要があることは考慮すべきである。

引用文献

- Aoki, Masahiko (2001) *Toward a Comparative Institutional Analysis*. MIT Press.
- 青野春水 (1982) 『日本近世割地制史の研究』雄山閣。
- Armendáriz de Aghion, Beatriz and Jonathan Morduch (2005) *The Economics of Microfinance*. MIT Press.
- 朝尾直弘 (1959) 「初期免定の記載様式について」『近世史研究』第28巻, 1-9頁。朝尾直弘『朝尾直弘著作集』第2巻所収。
- Blum, Jerome (1971) "The European Village As Community: Origins and Functions." *Agricultural History*. Vol. 45. No. 3. pp. 157-178.
- Dixit, Avinash K. (2004) *Lawlessness and economics: alternative modes of governance*. Princeton University Press.
- 江藤彰彦 (1991) 「近世における土地制度」岡光男・山崎隆三・丹羽邦男 (編) 『日本経済史——近世から近代へ——』ミネルヴァ書房, 第1章, 9-32頁。
- 藤田幸一 (2005) 『バングラデシュ 農村開発のなかの階層変動』京都大学学術出版会。
- 深尾光洋・森田泰子 (1997) 『企業ガバナンス構造の国際比較』日本経済新聞社。
- 深谷克己 (1979) 『百姓一揆の歴史的構造』校倉書房。
- 深谷克己 (1993) 『百姓成立』塙書房。
- 福井清一 (1984) 『互酬的刈分小作制度の経済分析』大明堂。
- 福山昭 (1975) 『近世農村金融の構造』雄山閣出版。
- 古島敏雄 (1978) 『近世経済史の基礎過程』岩波書店。
- Giné, Xavier, Pamela Jakiela, Dean Karlan, and Jonathan Morduch (2005) "Microfinance Games." mimeo.
- Greif, Avner (2005) *Institutions and the Path to the Modern Economy: Lessons from Medieval Trade*.

- Cambridge University Press. forthcoming.
- 原洋之介 (1983) 「東南アジア農村社会論——地域研究と経済理論——」『東洋文化』第63巻, 3-26頁.
- 原洋之介 (2002) 『経済発展論』岩波書店, 第2版.
- 長谷川裕子 (2004) 「売買・貸借にみる土豪の融通と土地所有」渡辺尚志・長谷川裕子 (編) 『中世・近世土地所有史の再構築』青木書店, .
- 速水佑次郎 (1995) 『開発経済学』創文社.
- 平野哲也 (2004) 『江戸時代村社会の存立構造』御茶の水書房.
- 本多毅 (2001) 「『国質』, 『郷質』, 『所質』」『日本歴史』第645巻, 35-49頁.
- 神谷智 (2000) 『近世における百姓の土地所有』校倉書房.
- 神戸伸輔 (2004) 『入門ゲーム理論と情報の経済学』日本評論社.
- 加納啓良 (編) (1998) 『東南アジア農村発展の主体と組織: 近代日本との比較から』日本貿易振興会アジア経済研究所.
- 勝俣鎮夫 (1979) 『戦国法成立史論』東京大学出版会.
- 近藤治 (2003) 『ムガル朝インド史の研究』京都大学学術出版会.
- 黒田基樹 (2003) 「15~17世紀における「村の成り立ち」と地域社会」『歴史学研究』第78号, 59-68頁.
- 黒崎卓・山形辰史 (2003) 『開発経済学 貧困削減へのアプローチ』日本評論社.
- 牧原成征 (2004) 『近世の土地制度と在地社会』東京大学出版会.
- Mansuri, Ghazala and Vijayendra Rao (2004) "Community-Based and -Driven Development: A Critical Review." *World Bank Research Observer*. Vol. 19. No. 1. pp. 1-39.
- 水本邦彦 (1987) 『近世の村社会と国家』東京大学出版会.
- 水本邦彦 (1993) 『近世の郷村自治と行政』東京大学出版会.
- 丹羽邦男 (1964) 『形成期の明治地主制』塙書房.
- 大石慎三郎 (1976) 『近世村落の構造と家制度 増補版』御茶の水書房.
- 大鎌邦雄 (1994) 『行政村の執行体制と集落——秋田県由利郡西目村の「形成」過程——』日本経済評論社.
- 大島真理夫 (1995) 「日本近世史における共同体研究の意義と課題」大阪市立大学Discussion Paper No.10.
- 大藤修 (2001) 「村と町」水林彪・大津透・新田一郎・大藤修 (編) 『新体系日本史2 法社会史』山川出版社, .
- 大塚英二 (1996) 『日本近世農村金融史の研究』校倉書房.
- Ray, Debraj (1998) *Development Economics*. Princeton University Press.
- 齋藤仁 (1989) 『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社.
- 齋藤善之 (1989) 「近世初期の農民闘争と村請制——年貢勘定騒動を素材として——」『歴史評論』第475号, 42-60頁.
- 坂根嘉弘 (1996) 『分割相続と農村社会』九州大学出版会.
- 坂根嘉弘 (1999) 「日本における地主小作関係の特質」『農業史研究』第33巻, 20-29頁.
- 佐々木潤之介 (1958) 「幕藩体制下の農業構造と村方地主」古島敏雄 (編) 『日本地主制史研究』岩波書店, 第3章.
- 佐藤常雄 (1987) 『日本稲作の展開と構造——坪刈帳の史的分析——』吉川弘文館.
- 世界銀行 (編) (2003) 『世界開発報告〈2002〉市場制度の構築』シュプリング・フェアラク東京.
- 庄司俊作 (2004) 「史学・経済史学の研究動向——近現代日本における「村落」をめぐる——」『日本村落社会研究』第40巻, .
- Spagnolo, Giancarlo (1999) "Social relations and cooperation in organization." *Journal of Economic Behavior and Organizations*. Vol. 38. No. 1. pp. 1-25.
- 菅原憲二 (1978) 「近世前期の村算用と庄屋——和州平群郡五百井村を中心に——」『日本史研究』第196号, 1-27頁. (日本史研究, 第197号, 1979. に継続).
- 鈴木ゆり子 (1991) 「村役人の役割」藤井譲治 (編) 『日本の近世第3巻支配のしくみ』中央公論社, 第6章.
- 鈴木栄太郎 (1968) 『日本農村社会学原理』鈴木栄太郎著作集, 第II巻, 未来社.
- 田畑保 (1986) 『北海道の農村社会』日本経済評論社.
- 玉城哲 (1982) 『日本の社会システム』農山漁村文化協会.
- 谷口晋吉 (1978) 「英国植民地支配前夜の北ベンガル地方のザミンダール——所領支配構造を中心に——」『アジア研究』第25巻, 第2号, 52-86頁.
- 牛山敬二 (1995) 「自治村落社会と地主的土地所有」宇野俊一 (編) 『近代日本の政治と地域社会』国書刊行会, 第1章.
- 渡辺忠司 (1984) 「近世前期の村落と年貢収納——河州北郡六反村を事例として——」『ヒストリア』第105巻, .
- 渡辺尚志 (1994) 『近世豪農と村落共同体』東京大学出版会.
- 渡辺尚志 (1995) 「明治維新と村請制」渡辺尚志 (編) 『近世米作単作地帯の村落社会——越後国岩手村佐藤家文書の研究——』岩田書店, 183-199頁.
- 渡辺尚志 (1998) 『近世村落の特質と展開』校倉書房.
- 万木孝雄 (1996) 「日本における農村信用組合の形成過程——インフォーマル組織から組合金融機関への転化——」『アジア経済』第37巻, 第3号, 31-53頁.

(筆者・東京大学大学院)